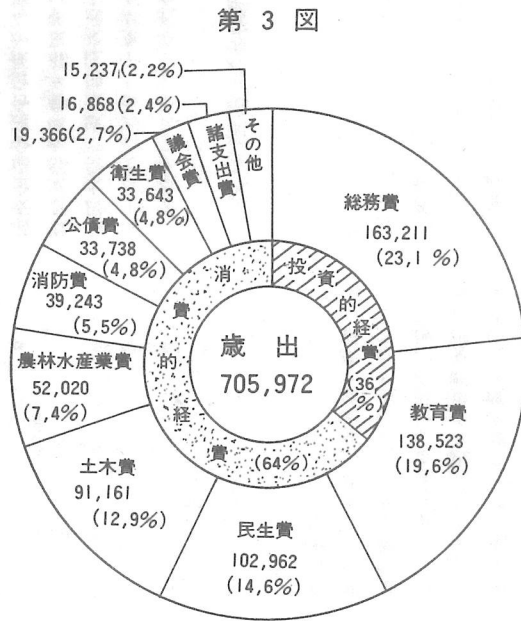


国民健康保険特別会計については、老人医療費をはじめ一連の福祉医療の実施によって、国保事業はその波及的な負担の増大が強い



られ相変わらず大きな伸びが見られます。有線放送特別会計、保養センター特別会計については、経常的決算となっております。特別会計の決算の状況は下図に図示したとおりです。



通建設事業一億六千二百六十三万五千円(二三%)補助費等一億一千三百四十四万七千円(一六%)扶助費五千八十二万二千円(七、一%)となっており、以上のように義務的経費の増高が著しく特に人件費の占める割合が高く、自主財源(三六%)の乏しい町財政を一層窮屈にしている現状です。

なお、四十八年度に実施された主な事業は次のとおりです。

青年館建設事業

- 五百七十五万五千円 農道整備事業
- 二百八十六万一千円 栗山川魚港改修事業
- 二千万円 道路整備事業
- 五千五百五十九万円 公共用地取得事業
- 九百八十四万五千円 大総小防音工事建設事業(事故繰越事業分)
- 三千三百二十一万八千円

国民保養センター特別会計

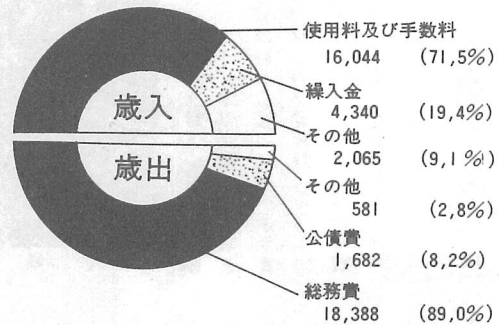
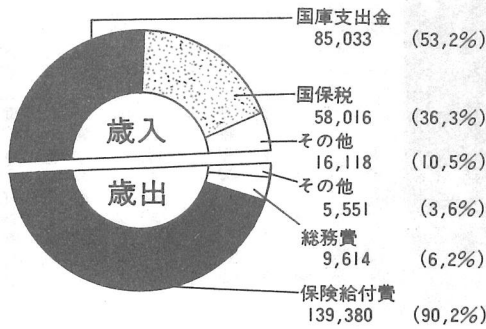
歳入決算高	10,100 千円
歳出決算高	8,287 千円
差引残高	1,813 千円

国民健康保険特別会計

歳入決算高	159,827 千円
歳出決算高	154,545 千円
差引残高	5,282 千円

有線放送電話特別会計

歳入決算高	22,449 千円
歳出決算高	20,651 千円
差引残高	1,798 千円



今年四月に小、中、高校、あるいは美容師養成所、調理師養成所などの諸学校に入学する子供をもつ母子家庭に入学児童一人につき五千円の入学祝金が支給されます。この対象となる母子家庭は①配偶者(事実婚を含む)と死別した女子で、現に婚姻(事実婚を含む)をしていない、②離婚後、現に婚姻していない女子、③配偶者の生死が明らかでない女子、④配偶者から引続き一年以上遺棄されている女子、⑤配偶者が法令により引き続き一年以上拘禁されているため、その扶養を受けることが出来ない女子、⑥配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたり労働能力を失っている女子、⑦婚姻によらないで母となった女子で、現に婚姻していないもの、⑧父母のいずれの監護も受けることのできない前七項に準ずる家庭の児童を監護する者の八項目のいずれかに該当する者で児童を扶養している家庭が対象になります。また、四月に小中学校等に入学する児童を養育しかつ横芝町に住所のあるものとなっています。この申請の受付は一月から二月末日まで役場で行います。詳細は福祉保健課にお問合せ下さい。

母子家庭に入学
祝金